就学援助制度のお知らせ

学校教育課　内線３４３

扶桑町では、次に該当する小中学生の保護者の方に、学用品・給食費・修学旅行費・校外活動費・新入学用品等を援助する制度を設けています。

▼援助を受けることができる方

①生活保護を受けている方
②生活保護が停止又は廃止された方
③町民税が非課税又は減免された方
④個人事業税又は固定資産税が減免された方
⑤国民年金の掛金が減免又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された方
⑥児童扶養手当が支給された方（一人親家庭等で18才以下の児童を養育している方の手当）
⑦生活福祉資金の貸付を受けた方
⑧失業対策事業適格者手帳を持っている方又は職業安定所登録日雇労働者である方
⑨その他、特別な事情や理由がある方

事業主（給与支払者）の方へ 個人住民税の特別徴収推進のご案内について

税務課　内線２６７

▼個人住民税（町・県民税）の特別徴収

事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。

※地方税法第３２１条の４及び扶桑町税条例第42条の１の規定により、給与を支払う事業主（給与支払者）は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

▼特別徴収の事務　毎年５月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

▼納期の特例　従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年２回とすることもできます。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

税務課　内線 267

セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年１月１日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、スイッチＯＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

一定の取組とは

具体的には以下のものが該当します。
特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

スイッチＯＴＣ医薬品とは

対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

所得控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチＯＴＣ医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が１万２千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が８万８千円を超える場合には、８万８千円）について、その年分の総所得金額等から控除します。

従来の医療費控除との関係は

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

詳しくは・・・

厚生労働省ホームページをご覧ください。　http://www.mhlw.go.jp/